

組織強化・拡大  
月間スタート!

# 仲間をふやして 要求実現

「第7次組織財政強化5カ年計画」の実践のスタートとなる「2014年秋の組織強化・拡大月間」が始まりました。職場の要求実現には労働組合を大きくしていくことが欠かせません。組合に入っていない職場の仲間にも「組合に入って一緒に働きがいのある職場を」の対話をすすめ、秋の月間を成功させましょう。



9月23日に開催された「おきプロNEXT」の報告会

## 青年部が活発になった 参加者が青年部役員に

全国から15000人の青年自治体職員が沖縄に集まった「おきプロNEXT」。大阪からも127人が参加しました。9月23日には報告会を開催。各単組から、「青年部が活発になった」「おきプロNEXT」

### 「おきプロNEXT」で つながりいかして 組織拡大を

大阪だけではなく他の自治体の状況も聞くことができました。「おきプロNEXT」のムービー上映では懐かしいながらも笑いが絶えませんでした。「おきプロNEXT」の大阪実行委員長を任せられ、青年みんなの協力を受けながら成功できたことは大きな経験になりました。今後、来年春にはNPT再検討会議が開催されますが、大きな取り組みがありますが、この経験を活かして、また、成功を目的にするだけではなく、組織拡大にもつなげていけるようにがんばっていききたいと思います。

「おきプロNEXT」への物販幹旋などのご協力、本当にありがとうございます。

「おきプロNEXT」  
大阪実行委員長  
中森 貴大

### 吹田市職労 新採職員歓迎会



吹田市職労では10月1日に3年ぶりの新規採用が実現し、新採職員歓迎会が盛大に行われ、組合員の拡大が進んでいます

# 憲法を執行せよ

10月3日、大阪憲法会議・共同センターは中之島公会堂で秋の憲法学習講座を開催。約400人が参加し、秋のたたかひへの決意を固めました。

安倍政権のねらいを改めて語り、安倍政権に対する良心的保守層の離反、地方支持基盤の破壊、歴史認識における国内外の不信など、安倍政権が持つ矛盾と弱点を明らかにし、国民的共同がさらに広がる条件が

## STOP安倍政権の壊憲暴走!

## この秋、職場から 学習を強めよう

生まれていると指摘しました。

大阪憲法会議の山田憲司事務局長から、集団的自衛権行使容認「閣議決定」撤回、特定秘密保護法廃止をはじめ、この秋に、国民的憲法運動を府内すみずみに広げていこうと呼びかけられました。

大阪自治労連は「憲法を執行せよ!」大運動を秋季年末闘争の中ですすめていきます。



### 労働法制の全面改悪NO

### 労働者の人権がこわされる 「働くルール」を確立しよう

労働者の賃金が続けられ、ブラック企業が社会問題となっています。今こそ働くルールの確立、職場に憲法が求められています。しかし、暴走する安倍政権は、①雇用特区の推進、②労働者派遣法の改悪、③継続して働いていた労働者の直接雇用を5年から10年に引き延ばす労働契約の改悪案を国会上程に向けて準備をすすめています。他にも、残業代ゼロ制度、解雇の金銭解決制度、限定正社員制度についても、マスコミを使って、導入が決定されているかのような世論操作が行われています。大阪自治労連は、この秋季年末闘争で、労働法制の全面改悪を阻止するため、署名、宣伝をすすめていこうと呼びかけています。

**第11回衛都連合唱団演奏会**  
あしたの未来へ 希望をのせて  
12月14日(日)14:00~(開場13:30)守口エナジーホール  
参加協力券 大人1,500円 こども1,000円  
連絡先 080-5330-0989 (中島)

訂正  
9月号3面の「2015年度の大阪自治労連の役員」一覧表に、現評選出執行委員の安田学さん(吹田市職労)のお名前が抜けていました。おわびして、訂正いたします。

**府議会開会日行動 9月25日**  
くらしと雇用  
最優先の大阪を

大阪府議会の開会日となる9月25日、大阪自治労連も参加する府民要求連絡会が「カジノいらん!大阪都NO!」と集会・パレードを開催。

**今月のキーワード**  
御嶽山噴火

御嶽山は危険な個所がほとんどなく未経験者でも登れる3000メートル級の山です。日帰り登山も可能。そんな御嶽山の噴火は未曾有の大惨事となっていますが、先月10~11日には御嶽山周辺で火山性地震が多発。一部でこれを噴火の前兆現象と促す声があるものの、噴火予知の技術的な能力や体制面など困難な要因が山積みとなっています。

**ジェンダー平等にむけて**  
最低賃金

労働者全体を平均してみた時の男女間格差は依然として大きい状況にあり、賃金の底上げが格差の解消と女性の経済的自立につながります。大阪府最低賃金が19円上がって時間額838円に改正され、10月5日から適用されます。しかし1日8時間25日間働いても167,600円・税金等が引かれれば手取りは120,000円前後にしかありません。この金額では、憲法で定められた「人間らしい暮らし」さえままなりません。